

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月25日(火) 午後1時30分から午後3時15分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁
事務局次長 野口武士
主任 高見直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、10月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	11番 川田英之委員、1番 飯塚真砂美委員のご両人をお願いし
	ます。なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
6番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号354号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、
	約700mの範囲に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡
	張で問題ないと思われま
	す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作
	状況等についても問題がないと思われま
	す。以上により、農地法第
3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満	
たしていると考えま	
す。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
議 長	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を
	かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを
	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。	
以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。た	
だいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。	

	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。
	受付番号355号では、自己用住宅を設けるものです。申請人は、現在、市内のアパートで生活しており、退職後、自分の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、父から相続を受けた土地で今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、許可相当になるものと思われれます。
	また、農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
2番	受付番号355号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在借家で生活しており、将来自宅を新築したいと考えていました。
	そこで父親から相続をした土地で新居を建て、落ち着いた生活を故郷で過ごしたく申請しました。申請地は父親から相続によって取得した土地です。仕事を引退した後は故郷である羽生市に新居を建て生活をしたいと考えておりました。このたび、仕事を引退したため申請地に自己用住宅を建築したく申請するものです。

	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。	
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。	
(議案第3号)	(発言なし)	
	特に発言もないようですので、採決に移ります。	
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。	
	(挙手全員)	
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。	
	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。ただし、受付番号330号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、「	
	委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。	
	事務局	事務局より説明いたします。
		議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。
		300号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、大阪府大阪市に事務所を置き、令和3年から太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。つづきまして356号では、
		太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、千葉県匝瑳市に事務所を置き、昭和57年から太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。

つづきまして357号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人及び転用の目的は、受付番号356号でご説明しました事業計画と同様
であります。また申請農地は356号の申請農地に近接しております。
農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきま
して357号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人及び転用
の目的は、受付番号356号でご説明しました事業計画と同様でありま
す。また申請農地は356号の申請農地に近接しております。農地の区
分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、358
号では、住宅の建築を計画しております。譲受人は、行田市に事務
所を置き、昭和54年から主に不動産業を行っている法人です。申請
農地は、既存住宅に介在し、周辺には大型商業施設があり、また国
道の近くで、車での交通の便など、とても住環境が良く、需要が見
込めることから、今回、住宅4棟の建築を計画したところ、譲渡人
の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うも
のです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
359号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市外のアパ
ートで生活しております。家族も増え、アパートが手狭になって来
たため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は既存
住宅に介在し、周辺には、岩瀬小学校、羽生病院など、今後の将来
を考えると、とても住環境の整った場所であることから、今回、自
己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第
2種農地」と判断しました。360号では、進入路を設けるものです。
譲受人は、住まいの建替えを計画しております。建替えに伴い、進
入路を変更するものです。農地の区分については、「第2種農地」
と判断しました。361号では、自己用住宅を設けるものです。譲受
人は、市外のアパートで生活しております。子供が生まれ、現在の
アパートが手狭になってきたため、自分達の家を持ちたいと考えて
いました。申請農地は既存住宅に介在し、周辺には井泉小学校があ
り、家族の将来を考えると、とても住環境の整った場所であること
から、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分に
ついては、「第2種農地」と判断しました。362号では、工場敷の
拡張をするものです。譲受人は、 <input type="text"/> に工場を置き、昭和16年
からゴム精錬加工業を営んでいる法人です。近年の業務拡大から、
業績も伸びており、製造に必要な材料及び完成後の商品等を保管す
る新たな倉庫が必要となり、工場立地法による緑地も確保するため、
今回、譲渡人の了解を得られたことから、申請するものです。申請
農地はこの工場に隣接しており、今後の事業が円滑に展開できる見
込みがあります。農地の区分については、「第1種農地」と判断し
ました。363号では、進入路を設けるものです。譲受人は、戦前よ

	<p>り親戚関係にあった隣接者の進入路を了解のもと、共有して自宅進入路として使用おりましたが、当該地を含め、隣接者所有の土地は売却により、所有者が変更し、新しい所有者からはこの進入路の使用について、了解を得られなかったため、早急に自宅への進入路が必要となったことから、今回、進入路敷として申請するものです。</p> <p>農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして364号では、農業用施設を設けるものです。譲受人は、市内に事務所を置き、昭和28年から一般食料品の販売を行っている法人です。現在、農場でイチゴを生産しております。</p> <p>昨年、栽培ハウスを増設し、生産が拡大、作業の効率化を図るために、イチゴを集荷する施設が必要となりました。また併せて来園者も増加し、駐車場、販売所及び待合スペース、さらに荷物等の搬入路も必要となりました。譲渡人の了解も得られたことから、申請農地の一部を農業用施設敷として申請するものです。申請農地は、農用区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農業用施設であり、例外として、許可相当になるものと思われます。つづきまして365号では、農業用施設を設けるものです。譲受人及び転用の目的は、受付番号364号でご説明しました事業計画と同様であります。また申請農地は364号の申請農地に隣接しております。申請農地は、農用区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農業用施設であり、例外として、許可相当になるものと思われます。</p> <p>また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号330号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>譲受人は、事業目的として再生可能エネルギー発電事業及びそれに付随する土地管理を行っている法人です。CO2排出量削減という社会的な強い要請に応えるためにも積極的に再生可能エネルギー発電施設の拡充に努めております。損益シミュレーションの結果より事業としても採算性があると判断し、申請に至ったところであります。</p> <p>土地の選定理由は、太陽光発電事業も買取価格が下がり、事業投資費用面から農地を活用しないと事業が成立しない状況にあります。</p>

	<p>他に太陽光発電施設用地の条件として、目安は面積が1000㎡程度で周囲に高い建物が無いことというのがありますが、今回の申請地は7714㎡であり、パネル配置図にあるように効率的に1614枚のパネルが並べられ、50kw発電設備が12基という規模の発電所となります。また、周囲環境や立地条件等から日当たりも良く、太陽光発電に適した土地であり、損益シミュレーションの結果よりも採算性があると判断いたしました。何卒ご理解の上、許可賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1番	<p>受付番号356号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。遊休農地を有効活用することで、再生可能エネルギー固定買取制度を利用し、太陽光エネルギーを活用した環境保全活動に取り組みたいと考えます。地主様、相続人様も今後耕作を続けていく意思がなく申請地が荒廃する可能性があります。草刈り等の管理だけでも大変な労力と費用がかかるため、太陽光発電事業への委託が必要となる。太陽光発電事業を行うにあたり、日照時間が長く発電条件が良い本申請地を選定致しました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1番	<p>受付番号357号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。遊休農地を有効活用することで、再生可能エネルギー固定買取制度を利用し、太陽光エネルギーを活用した環境保全活動に取り組みたいと考えます。地主様、相続人様も今後耕作を続けていく意思がなく申請地が荒廃する可能性があります。草刈り等の管理だけでも大変な労力と費用がかかるため、太陽光発電事業への委託が必要となる。太陽光発電事業を行うにあたり、日照時間が長く発電条件が良い本申請地を選定致しました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8番	<p>受付番号358号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私どもは、住宅環境の良い羽生市において、お住まいになる方にとって利便性の高く、それでいて住環境が整った街づくりのお手伝いの一環となる土地を探しておりました。お住まいとなる方の対象は、20代～30代前半の夫婦で、まだお子様が幼く、共働きしている家族であり、休みの日は公園で家族一緒に過ごしたり、買い物をしたりと郊外にてゆとりを持った住まいを探している方を対象としておりました。そのため、敷地内に車が2台は停めることができ、そこそこのガーデニングもできる庭もあり、近くには公園やショッピング施設などもある場所を選定し、探して参りました。したがって、おのずと1区画300㎡以上は欲しくそのような土地を探しておりました。その経緯の中で、当該地は、敷地の面積も閑静な周辺地域としてロケーションも要件を満たしておりました。また国道羽生バイパス・国道125号線が近くも走り、車異動での便の良さがあります。イオンモール羽生という大きな商業施設も最寄りにあり、当社としても絶好のロケーションであると強く認識致しました。当社としては、許可後の工事等は役所様のご指導のもと、細心の注意をもって隣地の農地に影響の出ないよう施工して参ります。よろしくご配慮くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
11番	<p>受付番号359号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私たちは、平成28年7月に結婚し、令和元年に長女、令和3年に長男が誕生し4人で加須市内の賃貸住宅に居住しております。今後子供の教育や家族の生活の拠点として、自己の不動産を持ちたいと思い、今回住宅の建築をいう計画をしました。申請人は、現在茨城県古河市内の会社に勤務しており、妻はまだ子供が小さいため休職中です。会社に通勤でき、計画の予算に合う物件を探してきましたが、なかなか希望に合う物件がありませんでした。申請地は、西・北側を道路に、南側を宅地、東側を畑に接しています。申請地の周辺は市街化調整区域内ですが下岩瀬の集落内にあり住宅も多く小学校、病院にも近い土地です。国道122号の東側は岩瀬土地区画整</p>

	<p>理事業が進んでおり将来的な発展が見込まれる地域であり、生活の利便性向上が期待される地域です。隣接農地は譲渡人の土地のため農地所有者にも迷惑をかけることが少ないと考え選定しました。申請地の敷地面積は m^2、建築基準法第42条第2項に基づく道路交代部分は m^2です。現在の土地の状況は周辺の道路より約20cm程高くなっており盛土の必要はありません。隣接する農地との境界にはブロック・フェンスを設置し、転用による被害が及ばないようにします。給水は、市営水道より引水し、汚水雑排水は、合併処理浄化槽を設置し、西側の市道側溝へ放流します。建築物は、木造平屋建、建築面積 m^2・床面積 m^2の専用住宅1棟を計画しております。開発区域から除外された土地については、譲渡人が畑として利用する予定です。申請地の東側が農地に面しますがブロック・フェンスを設置し被害の防除に努めます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7番	<p>受付番号360号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私たちは、現住所地に住んでおります。現在の既存建物が老朽化してきましたので、本件建築を計画いたしました。また、本件建築計画に伴い、前面の道路が狭く、道路後退をしても車が安全に通行できる幅員が確保できず、対側の水路に車両が滑落する可能性があるため、申請地を進入路として転用申請するものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5番	<p>受付番号361号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、建築可能な土地・建物がなく現住所に妻と子供の3人で住んでいます。子供が生まれ現在の住まいが手狭になってきたため住宅を建設することになりました。妻の実家が羽生市にあり、実家近隣の市街化区域で土地を探しましたが見つからず、範囲を広げ市街化調整区域で探したところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。</p> <p>なお、本申請地は近隣に住宅も多く、また、現在の住まいよりも妻</p>

	<p>の実家に近くなり将来何かと便利な場所ですので何卒御許可下さい ますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6 番	<p>受付番号 3 6 2 号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、昭和 8 年に設立し、現在地でこれまでゴム精錬加工業を営んで参りました。お蔭様を持ちまして、業績も堅調ながら順調に伸びてきております。特にここ数年は受注業務が拡大し、社員には通常時間以外でも業務に就いて頂いております。工場・倉庫の建物に於きましては、これまでも業績の伸びに合わせ老朽化した倉庫の建替えや工場の新設を行ってまいりまして、令和 2 年には老朽化が顕著である木造の作業所と食堂を取り壊して倉庫を建替えいたしました。その際、建築確認の未申請の上屋等があり、是正処理を埼玉県熊谷建築安全センターのご指導の下で是正を行っております。そして、近年の業務拡大により、倉庫が不足しています現状から一昨年建築した倉庫については、入出荷を迅速に対応すべく自動ラック倉庫に改修するとともに、新たに 2 棟の倉庫を建設することといたしました。他方、既存の工場・倉庫及び新築する倉庫を含めると建築面積が 3 0 0 0 m²を超えることから工場立地法の届出の対象となります。そのため、敷地面積の 2 5 % 以上の緑地・環境施設の確保が必要なこととなります。このようなことから、新たに敷地拡張しなくては対応できないため、敷地拡張後の土地利用計画を計画して参りました。この敷地拡張においては、申請地が農用区域に含まれることから昨年農用地除外の申出を行い、県及び市当局の現地調査を仰ぎ農用地の除外を致しております。弊社は、この地で創業以来 8 9 年が経過し、来年は創業 9 0 周年を迎える運びとなりました。近年の会社経営では、コンプライアンスが様々な面で求められておりますし、今後の弊社の成長のためにも必要などころでございます。これら諸般の事情についてご理解を賜りよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9 番	<p>受付番号 3 6 3 号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p>

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は現在、妻子供2人計4人家族で住所地に先代より家族仲良く安定した生活を送っていました。しかし、西隣接地の相続人達が平成31年3月25日に宅地及び農地全部を売却し、同人が居住することになりました。所有者が移転されたことにより、今まで旧所有者の進入路を戦前より共用して無償で、親戚関係のため使用させて戴いておりましたが、譲渡により新所有者から私有地であるので、通行させないとか、通路に樹木の枝葉が伸びて切除しない等、いろいろ日々進入路等で悩まされておる状況でした。上記事情により、裁判所に申立てをし、別紙のとおり和解になり、やむを得ず申請地を私道として拡張して、狭隘道路での通行を少しでも解消し、道路事情をよくするため申請致しますので、何卒上記事情を御理解いただきよろしく御配慮下さいませよう、お願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
10番	受付番号364号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社では、 内にて約1.3haを借受け、
	2020年2月よりいちごの栽培を始めました。自社スーパーへの出荷、いちごの直売、いちごの収穫体験を中心に多くの方に利用頂いております。昨年、栽培ハウスを増設し生産量が倍になったことに伴い、現在の集荷・パック詰めスペースが手狭となってきており、作業効率の向上が見込めない状況となっております。また、来園されるお客様の増加により、直売所および収穫体験の休憩スペースが昨今の新型コロナウイルス感染症対策の3密の概念から、十分な広さを確保できていない状況となっております。つきましては、現在の作業場を拡張させ、作業効率を向上させるとともに、販売所及び待合スペースを拡張させ、お客様に安心して利用頂ける農園づくりをしたいと考えます。そして、従業員にもより安心して働いて頂ける環境づくりになると考えております。増設に伴う新規従業員の採用により、従業員駐車場が少なくなっていることから、拡張の折には、現在の従業員駐車場も広げると共に、荷物等の搬入路の確保を実施したいと存じます。パック詰め等の作業がない夏場については、現在の鉄骨ハウスを増築し育苗ハウスとしての利用を計画しております。また、一時転用として許可を受けております

	についても、今回の
	申請と併せて農地転用申請することを申し添えます。関係法令の遵守はもとより、周辺への影響がないように努めたいと思いますので、何卒よろしく願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。
10番	受付番号365号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社では、 内にて約1.3haを借受け、
	2020年2月よりいちごの栽培を始めました。自社スーパーへの出荷、いちごの直売、いちごの収穫体験を中心に多くの方に利用頂いております。昨年、栽培ハウスを増設し生産量が倍になったことに伴い、現在の集荷・パック詰めスペースが手狭となってきており、作業効率の向上が見込めない状況となっております。また、来園されるお客様の増加により、直売所および収穫体験の休憩スペースが昨今の新型コロナウイルス感染症対策の3密の概念から、十分な広さを確保できていない状況となっております。つきましては、現在の作業場を拡張させ、作業効率を向上させるとともに、販売所及び待合スペースを拡張させ、お客様に安心して利用頂ける農園づくりをしたいと思います。そして、従業員にもより安心して働いて頂ける環境づくりになると考えております。増設に伴う新規従業員の採用により、従業員駐車場が少なくなっていることから、拡張の折には、現在の従業員駐車場も広げると共に、荷物等の搬入路の確保を実施したいと存じます。パック詰め等の作業がない夏場については、現在の鉄骨ハウスを増築し育苗ハウスとしての利用を計画しております。また、一時転用として許可を受けております
	についても、今回の
	申請と併せて農地転用申請することを申し添えます。関係法令の遵守はもとより、周辺への影響がないように努めたいと思いますので、何卒よろしく願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。まずは受付番号356から365号について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。

10番	356号と357号について同一申請とはならないのか。
事務局	356号と357号は道路を挟んで北側と南側に分かれており、経済産業省の認定も別で受けていることから別申請となっております。
	(発言なし)
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号356から365号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による受付番号356から365号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続きまして、受付番号330号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、議席番号 委員の退席をお願いします。
	(委員の退席)
	それでは受付番号330号について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号330号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による受付番号330号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。それでは、委員の入室をお願いします。
	(委員の入室)
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、共同住宅敷1件でございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷7件でございました。
	報告事項3 農地法第5条の規定による許可の取消しについてでござ

ございますが、これは、令和3年4月27日付けで県知事許可が下りているものです。目的は、農業用施設敷で、事業計画に変更が生じたことから、今回、取消しの申請を行なったものです。

報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。5件ございました。

報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました、9月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が7件ございました。

報告事項6 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは公益社団法人 埼玉県農林公社（埼玉県農地中間管理機構）が行う事業で、農用地等の買入れに関する届出となります。この事業は、埼玉県農林公社が規模縮小農家から農地を買入れ、規模拡大を図ろうとする農家に売り渡しを行うというものです。メリットとして、譲受人は、公社という公的機関が間に入るため、安心して経営規模の拡大が図れることや、譲渡人には、譲渡所得税が800万円まで課税対象から特別控除されるということです。また、今後は、公社から規模拡大農家への売買行為があります。こちらは、農地法第3条の許可案件となりますので、申請がありましたら、調査・審議等につきまして、よろしくお願いいたします。

以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。

- ① 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
- ② イベント開催の情報提供について
- ③ 11月の定例農業委員会について
- ④ 農地相談会について

議長 (発言なし)

以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 10月 25日

会長

署名委員

署名委員

